

公益社団法人 日本建築家協会 プレゼン資料

(公社)日本建築家協会(JIA)

宮崎 淳

- * (公社)日本建築家協会の会員数は2017年10月現在、3757名。
- * 会員が所属する、2800余りある設計事務所のうち、16社が大手組織事務所と呼ばれる事務所となっている。
- * 大規模建築より、むしろ規模の小さい建築の設計に従事する会員割合が高い組織となっているが、規模の小さい設計事務所の「省エネ基準適合義務化への対応力」に実態については、まだ把握できていない。

非住宅建築物の適合性判定における現状

適合性判定済みのプロジェクト

- ・3月末までに確認申請を提出したものが多かったため、現時点で省エネ適判済みのプロジェクトは、まだ2件。
- ・大きな混乱はなく、確認申請期間が以前より延びる等の影響もなかった。

協議中のプロジェクト

- ・計画通知のプロジェクトも、省エネ適判は民間の適判機関で行っている。
- ・省エネ計算を社内で行うことは可能だが、社内の担当で作業を行う時間がないため、ほとんどのプロジェクトでは、省エネ計算書の作成を外部委託している。
- ・省エネ計算の委託先は数社あるが、現時点ではかなり繁忙な状況のようであり、融通が利かない状況である。
⇒ 省エネ計算の委託先が足りていないように思われる。

建築物省エネ法への対応策

- ・昨年と今年の2回あたり、支社も含めた全社的な『建築物省エネ法』の説明会を行っており、社員からの質疑に回答したり、疑問点等の調査を行った。
- ・民間の適合性判定機関に依頼し、審査側の視点からの講習会を開催した。
- ・「建築物省エネ法WG」を作って、社内の関連情報の一元化と情報発信の徹底を行っている。

社内からの要望への対応

- ・業務量の想定を行い、「適判業務」にかかる業務費がどれ位になるか、ということについて検討を行った。
- ・WEBプログラムで省エネ計算を行った実績が少なく、設計内容とBEI値の傾向がつかめなかったことから、仮想の建物を用いてWEBプログラムで省エネ計算を行い、条件を変えることでBEIにどう影響するか、というような検討を行った。

省エネルギー計算における問題点

- ・現状、適合性判定には、主にモデル建物法を使っている。
⇒ $BEI \leq 1.0$ をクリアするためであれば、モデル建物法で問題ない。
- ・東京都の都市計画的手法等を用いている場合には、PAL*やERRで高い削減率を満たす必要があり、モデル建物法で満足できない場合には、標準入力法で計算をする必要がある。
⇒ 標準入力法とモデル建物法の両方で計算しなければならない例がでてきており、時間を取られている。
- ・BELS認証やCASBEE認証でよい評価を得たい場合も、同様なことが起こる可能性が高い。
- ・もともと、省エネ計算はBESTを用いていたため、BESTでの計算結果については蓄積があるが、WEBプログラムでは異なる傾向を示すため、混乱が生じている。
⇒ 実際には、標準入力法とモデル建物法の両方で計算した結果、モデル建物法の方がよい値が出る場合も確認されている。

社内で提示されている懸念事項

- ・現場で機器等の決定の際に、設計図書に記載されている仕様との違いをどの程度厳密に管理する必要があるか。
- ・機器等の設計図書との整合性をどこまで書面等で確認できる必要があるか。
- ・商業テナントが入る場合の、対応の仕方が不透明
 - ⇒ 竣工前に商業テナント等の工事が行われる場合、そのテナントの設置した空調機器等を反映して計算し直し変更申請を行う場合の手続き等が不明確。プロジェクト毎に対応等を検討する必要がある。
 - ⇒ BEIが1.0を超えてしまった時の責任の所在、費用負担等。
- ・竣工検査で、現場での機器や部材の仕様をどの程度説明できる必要があるか。
 - ⇒ 例えば、現場で適切な仕様のガラスが設置されていることを証明することは難しい。

適合性判定の対象建物が拡張された場合の懸念事項

非住宅建築物の条件が300㎡以上になった場合

- ・すでに届出義務があり、適合しているはずであるため、基本的には大きな問題はないと考えられる。
- ・しかし、300㎡程度の建物の場合、省エネ計算の数字をよくするために対応できる内容が限られてしまうため、デザイン的な制約になってしまう可能性がある。

住宅が対象になった場合

- ・大規模な集合住宅ではすでに届出義務があるが、構造種別によっては適合率が低いことが確認されている。角部屋等どうしても条件が悪くなる場所もあるため、適合義務化にあたっては条件付けが必要なのではないか。
- ・戸建住宅の場合には、空調システムにもあまりバリエーションがなく、省エネ計算の数字をよくするために対応できる内容が限られてしまうため、デザイン的な制約になってしまう可能性がある。
⇒敷地の条件によっては、適合させるのが難しい状況も生じる可能性がある。